

厚木市特許等出願支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、中小企業者が、新製品、新技術等の保護のため産業財産権を取得する際に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が新製品又は新技術に係る国内の産業財産権（特許権、意匠権、実用新案権又は商標権をいう。）を取得する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、産業財産権取得に際し、前年度の3月16日から当該年度の同月15日までに補助対象者が支払った次に掲げる費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 出願料（特許権については、審査請求をしていることが確認できる場合のみ）
- (2) 審査請求に係る費用
- (3) 登録料（初回納付分のみ）
- (4) 産業財産権取得に関して弁理士等代理人に支払う費用

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助を受けている場合は、当該補助金額を控除した残りの額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、厚木市特許等出願支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を完了した者にあつては当該補助対象事業を完了した日から2箇月以内（当該補助対象事業を完了した日が1月16日から3月15日までの間にある場合にあっては、3月15日まで）に、補助対象事業を完了していない者にあつては当該年度の3月15日までに市長に申請しなければならない。この場合において、当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を期日とする。

(1) 市税納税証明書

(2) 会社の経歴が分かる書類

(3) 産業財産権取得事業計画書

(4) 補助対象経費の領収書等

(5) 役員等氏名一覧表

(6) 産業財産権の概要及び着手を証する書類

2 同一補助対象者による補助金の交付申請は、同一年度内に1出願を限度とする。

3 同一事業に対する補助金の交付申請は、年度に限らず1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、厚木市特許等出願支援補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市特許等出願支援補助金不交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 特許を取得する事業において、出願を取下げ又は放棄をしたとき。

(届出事項)

第11条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって市長に届け出なければならない。

- (1) 名称又は事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を完了した場合にあっては速やかに、補助対象事業を補助金の交付決定の日が属する年度内に完了しない場合にあっては当該年度内に、厚木市特許等出願支援補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 権利が発生したことを証する書類の写し（権利が発生した場合のみ）

(報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。